各検疫所長殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長 (公 印 省 略)

スペインから輸入されるめん羊肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である脊髄の除去が不十分である製品が確認されたため、令和3年5月28日付け薬生食監発0528第1号によりCARNICAS COVIHER S.L. (施設番号 10.14959/SE) 及び CARNICAS COVIHER S.L. (施設番号 10.025341/MA) からの貨物の輸入手続を停止しているところです。

今般、スペイン政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ、当 該施設において処理されためん羊肉等について、下記のとおり対応することと しましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知をもって、令和3年5月28日付け薬生食監発0528第1号は廃止します。

記

- 1 令和3年12月17日以降に衛生証明書が発行されたものについては、令和 2年1月15日付け薬生食監発0115第5号に基づいて取扱うこと
- 2 令和3年12月16日以前に衛生証明書が発行されたものについては、輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一性確認を実施し、結果を検疫所宛て報告するよう指導したうえで、その結果等に問題がない場合には、1と同様に取扱うこと